

マイナンバーカード交付事務における 委託事業者による本人確認の実現について

令和4年7月
徳島県

1 制度の現状・支障事例

マイナンバーカード交付に係る制度の現状

- ◆ 市町村は、マイナンバーカードを交付する場合、申請者の本人確認措置をとらなければならない。
- ◆ マイナンバーカード関連業務の一部は、市町村から民間事業者への委託が可能であるが、交付・不交付の決定や申請者の本人確認は市町村職員が行う必要がある。

当県における支障事例

- 23 ◆ 県が主体となり、市町村と協力して、ショッピングモールやスーパーなど、県民に身近な施設でマイナンバーカードの申請手続を支援する「出張申請サポート」を実施中。

当サポートは民間事業者に委託して実施しているが、**委託事業者は本人確認ができず、申請者は市町村窓口でカードを受け取る必要があるため、来庁の手間が掛かる。**

- ◆ そのため当県としては、県民に身近な施設で**本人確認を含めた申請受付を行う「出張申請受付」**を推進したいが、本人確認実施のために**市町村職員が会場に出向いて対応**する必要がある。しかし、市町村では窓口でのカード交付対応等が忙しく人手が足りておらず、十分な人員を割くことができない。



➡ **出張申請受付が思うように実施できない状況**

2 提案内容・効果

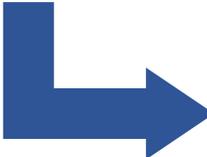
提案内容

- ◆ 出張申請受付の実施を促進するためには、委託事業者による本人確認の実現が必要不可欠。
- ◆ マイナンバーカード関連業務の一部は、市町村から民間事業者へ委託可能となっているところ、その業務範囲を本人確認の実施まで拡大することを提案する。

市町村の委託事業者による本人確認を含めた申請受付が可能となるよう、必要な制度の整備を求める。

効果

- ◆ マイナンバーカード交付事務における市町村職員の負担が軽減される。
- ◆ 市町村の委託事業者が、**単独で出張申請受付を実施**できるようになる。
- ◆ 出張申請受付で本人確認が完了しているため、本人限定受取郵便でカードを送付することができる。



一度も市町村窓口を訪問せず、簡単にカードの受取が可能

マイナンバーカードの更なる取得促進につながる

3 根拠法令等①

■ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(個人番号カードの交付等)

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、前条第一項の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

■ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令

(個人番号カードの発行及び交付)

第十三条 (略)

2～3 (略)

4 住所地市町村長は、前項の規定による個人番号カードの送付を受けたときは、交付申請者に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて、個人番号カードを交付するものとする。ただし、交付申請者が、第二項の規定による交付申請書の提出を、住所地市町村長が指定する場所(同項に規定する住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出した場合にあっては、当該市町村長が指定する場所)に出頭してしたときは、当該交付申請者が確実に受領することができるものとして総務省令で定める方法により、当該事務所への出頭を求めることなく、個人番号カードを交付することができる。

3 根拠法令等②

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令
(個人番号カードを交付する場合の本人確認の措置)

第十三条の二 法第十七条第一項の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 交付申請者に係る住民票に記載されている個人番号及び個人識別事項の確認
- 二 交付申請者から、当該交付申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項が記載された書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるものの提示を受けることその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置

■ マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について

(令和元年9月11日付け閣副第396号、府番第117号、総行情第49号、総行住第83号)

第2 交付円滑化計画の内容

1 交付枚数の想定 (略)

2 交付体制の整備

(1)～(3) (略)

(4) 民間事業者への委託については、マイナンバーカード関連業務のうち、交付・不交付の決定や、請求・届出内容の審査、住民基本台帳ネットワークシステムの運用・統合端末の操作等を除き、市町村の適切な管理下にある状況であれば、基本的には委託可能であること。例えば、申請者の本人確認に関しては、本人確認資料の審査・交付決定は市町村職員が行う必要があるが、市町村の適切な管理のもと本人確認資料や手続の説明・窓口の整理等の補助的業務について受託者が行うことができること。